

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 6月 1日 (月) 午後1時30分から2時10分

2. 開催場所 宇和島市吉田公民館2階大ホール

3. 出席委員 (23名)

会長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
		12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

4. 欠席委員 (1名)

農業委員 11番 高田 博明

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

17番 平松 和男 18番 福岡 正彦

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について

報告第3号 諸証明について

報告第4号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について

報告第5号 農地法第5条許可(令和2年4・5月定例総会分)について

報告第6号 宇和島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
(令和2年4月16日～令和2年5月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	会計年度職員	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

失礼いたします。只今出席人数は農業委員23名であります。定足数に達しておりますので、令和2年6月総会を開会いたします

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。今年は昨年より25日早い梅雨の時期に入ってきました。今日もちょっと蒸し暑いのですが、だんだんこの蒸し暑さも長引くようだと体にも少しずつついてきますので十分注意していただきたいと思います。時が時だけに自分の体を最優先にしていだきまして、周りの人にも気を使って自分にもうつさない、うつらない、を基本に生活をしていただきたいと思います。

世界を見ましてもかなり北半球、南半球、がらりと様子が変わってきております。まあ誰も考えていた事ではないかと思うんですけど、こういう流れになりますと来年のオリンピック、本当にやれるのだろうか少し心配になってくるのですが、これは現状を少しずつ理解しながら乗り越えていかなければならないかなと考えております。目に見えないこういう物がございますので、もう人間は心一つでころりころりと変わってしまいますので、強い気持ちで対応していただけたらと考えますのでよろしく願いしとったらと思います。

コロナの対応についてはそれぞれ各個人、色々考える所はあると思うのですが、初めての対応になりますと色んな考え方、色んな行動、色んな事をやっていかなければならない条件に陥ってきます。そういう時に市の職員でも何とかなる。でもこれからが本当の価値観になってくるのではないかなと思います。今はただ知らない、それで済むのかもしれない、次からは知らないでは済まない。行政サイドの立場もあると思いますので、ここをしっかりと対応、これから自分が考えて何ができるのかなという事を職員も考えて動いていただいた

らと思いますので、よろしくお願ひしとつたらと思います。以上で挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。高田委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に平松委員、福岡委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を願ひます。

《今西次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第6号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。
よろしくお願ひします。

《山口一光委員》

22番について説明いたします。第3条の調査書を見てもらわれたとおり第2種兼業農家ではありますが、ご夫婦とも農業が好きで新規就農をいたしました。私と同じ自治会で

熱心に取り組んでおられます。何ら問題ないと思います。

《濱田委員》

失礼いたします。23番について説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心な柑橘農家であり、今回の案件は農業者年金受給によるもので、△△△△さんに経営移譲するものです。何ら問題ないと思います。

《玉木委員》

24番について説明いたします。これも先程、濱田さんが説明したものと同じで農業者年金受給による使用貸借権でありますので別に問題ないと思います。

《大塚委員》

25番の〇〇〇〇さんですが、これは親父さんの農業者年金受給のための経営移譲で何ら問題ないと思います。

《小林委員》

失礼します。26番の案件についてご説明をいたします。〇〇〇〇さんの息子さんは地元で農業と真珠の養殖を行なっております。十分熱心にやられておられますので問題ありません。お父さんの農業者年金受給のための経営移譲の使用貸借権設定の手続きであります。別段問題ないと思います。

《氏原委員》

27番について説明します。譲渡人の〇〇〇〇さんは高齢のため農作業が難しくなり、隣接地の譲受人の△△△△さんにこの度所有権移転するものであり、□□□□さんも熱心に農業をされておられ問題ありません。

《松本委員》

失礼します。28番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であります。□□□□さんの新規就農と◇◇◇◇さんの高齢による経営縮小で使用貸借権設定です。親子でありますので問題ないと思います。

《平松委員》

29番、30番についてご説明いたします。5月3日だったと思います。3条による副申書に判をとという事で、〇〇〇〇さんが尋ねて来られました。同じ行政区内ですが△△△△さんというのは聞いた事もないのですが、どこの方かなと色々と話をさせてもらっていたら千葉県出身という事が分かりまして、千葉県で将来は柑橘農家を目指したいという夢を持っておられた方らしいです。そしてその夢を叶えるためには会社を辞め宇和島の方に住所を構えなければいけないという事で、結局宇和島に移住された訳です。

そして研修という制度を利用して柑橘類のプロセスをある程度習得なされ、丁度夢もまだホップステップジャンプではありませんが、ホップの所に行っているのではないかと

など思った訳ですが、その彼がこういう機会を設けていただいて、早速現地調査5月28日に小林会長、農業委員会の職員の方と〇〇〇の方の□□□□という所、私は果樹園の現地確認というのは初めてでございますので、どういう所かなと行ったら町道からの確認でございましたが、果樹園の下刈りも綺麗にされているし、熱心に千葉から引越しなされて来た方だけあるなど感心したのではあります、是非一つ長い目で将来柑橘農家になれる事を期待している訳なのですが、そういう事がありますので、何らこの29番、30番については問題ないのではないかと思います。

《高木委員》

失礼します。31番、32番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さん。これは面積に違いは有る訳なのですが、お二人がお話して交換という事の所有権移転で何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

33番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢で経営を縮小したいという事で、△△△△さんは〇〇〇からIターンで奥南の方へ移り住んで来られました。土地を探していた所30分程掛かるのですが〇〇〇の□□□□の方へまとまった園地があるという事で話がまとまりました。◇◇◇◇さんはやる気のある新規就農者で問題ないと思います。

《山口義幸委員》

34番についてご説明します。〇〇〇〇さんのご両親が今まで耕作をしておりましたが、数年前にお母さんが亡くなられて、お父さん一人でやっていたのですが、高齢の為に耕作するのが難しいという事で、誰か作ってもらう人を探していた所、隣に園地が有るのですが、△△△△さんが作りたいという事です。□□□□さんは数年前に〇〇〇を退職されて、お父さんお母さんと一緒に農業を熱心にやっておられます。何ら問題ないと思います。

《河野委員》

失礼します。35番、36番について説明いたします。

35番、〇〇〇〇さんは数年前から△△△△さんの畑を作っておられます。□□□□さんは旧姓◇◇◇◇さんといひまして、親父さんが亡くなられて耕作ができないということで双方の話がまとまりまして〇〇〇〇さんに所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

36番、〇〇〇〇さんと△△△△さん。□□□□さんは義理の孫に当たります。この度新規就農をするために所有権移転となりました。去る28日に会長、会長代行、局長と現場を確認いたしまして何ら問題ありません。

《福岡委員》

37番、38番についてご説明します。〇〇〇〇さんは△△△△さんのお孫さんに当たります。□□□□さんは親戚関係になるそうです。新規就農のための申請です、5月28

日に会長始め担当者と共に現地確認を行いました。何ら問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

39番、40番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係で、農業者年金受給のための経営移譲ですので別に問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。よろしくをお願いします。

《岡田委員》

議案第2号の2番について説明いたします。5月28日に会長始め職員と現地確認しました。第1種農用地という事でございますが、二世帯住宅が建てたいという事で、他にどうしてもないという事で協議の結果、仕方がないという事になりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《松本委員》

4番、5番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん△△△△さんどちらも管理が難しいという事で、株式会社□□□□さんと話がまとまりました。現地に害を及ぼすことはないという事で行いました。

《平松委員》

6番、7番についてご説明します。6番の〇〇〇〇さんの田んぼなのですが、非常に便利の悪い、水引きが悪いという事で耕作ができにくいと堀田委員から受け継ぎました。そこでこの機会に太陽光エネルギーに切り替えるという事でした。別に問題ないと思います。

続きまして7番は私の方の案件でございますが、〇〇〇〇さんという方は赤線から上側、西側になるのですが2100㎡程あるのですが、そちらに太陽光等という事で業者から要望が出ている訳なのですが、手前のこれは△△△△線の所ですけど、そこの奥の方の西側の方、手前側は東側になるのですが、進入路については太陽光は設置しないが、その奥の2100㎡の土地に太陽光を設置したいという事で、これは以前から荒地で近辺の方が隣接した所は刈る位で誰も管理していなかったのですが、□□□□さんという地主の方なのですが、◇◇◇◇の太陽光発電事業者と交渉の結果、太陽光という事です。5月28日に小林会長、農業委員会職員の方々と現地確認をいたしました。地元の要望としてはあの道から進入路までは太陽光をしないのであれば草とかそういう事の整備に気をつけてもらうように要望として出させてもらっています。

今までは近辺の田を作っておられる方が草刈り等をやっていた訳で、そういうのもありますので、是非その事を伝えてくれというのは言うておりましたが、今の所そこに太陽光を設置するという事について反対する訳にもいかず、まあどうぞという事で終わりました。別に問題は無いと思います。

《山口義幸委員》

8番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さんは義理の兄弟に当たります。□□□□さんが数十年前に神戸に引っ越しまして、その後住居も取り壊しになってその後放置したままで、かなり近隣に迷惑をかけているのではないかと◇◇◇◇さんが心配いたしまして、今回、賃貸借権設定で〇〇〇〇さんが太陽光発電施設を作ると言う事でございます。先月28日に会長、代行、△△△△さん本人と確認をいたしました。写真等でごらんのとおり後方の方は少し高台になっておりまして、前方前の方は地図を見て分かるように国道、河川がありかなり開けた状態の土地であります。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。
これより審議をいたします。
どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の利用集積計画(案)の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。それでは担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。37番について説明いたします。〇〇〇〇さんは36歳で若く有望な後継者でございます。畑の方は△△△△地区に集約をしております、□□□□さんの住所は◇◇◇◇になっておりますが、畑も近くという事で新規ではございますが問題ないと思います。

《清家行範委員》

42番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんは日頃から農業に熱心に取り組んでおられまして、新規ではありますは何ら問題ありません。

《福岡委員》

43番について説明いたします。〇〇〇〇さんは真面目に農業をやられておられまして、新規ではあります、△△△△さんは相続をしたのですが農業ができないという事で、近隣でもありますし借り受けて耕作をするようになりました。何ら問題ありません。

《赤松宣生委員》

44番について説明いたします。〇〇〇〇さんは体調が悪くなりましたので、△△△△さんが代わってするようになります。□□□□さんは熱心な方で息子さんも新規就農でやっておりますので問題ないと思います。

45番、〇〇〇〇さんは高齢という事で△△△△さんに賃貸で貸すようになりました。□□□□さんは熱心方で、後継者の息子さんもやっておりますので別に問題ないと思います。

46番、〇〇〇〇さんは高齢という事で、△△△△さんは熱心な方で先月土地を新たに購入して、今息子さんもやっているので面積を増やしてるという事で何ら問題ありません。

《河野委員》

47番、48番、49番、5番について説明いたします。

47番、〇〇〇〇さんと△△△△さんとは、旦那さんの□□□□さんが、早く19年前に亡くなりまして、土地が荒れておりましたが、今回、◇◇◇◇さんと話がまとまりまして使用貸借権設定となりました何ら問題ないと思います。

48番、株式会社〇〇〇〇の△△△△さんと□□□□さんと使用貸借権設定が取られました。七畝ちょっとありますけれども、この畑につきましては県の助成金を取りまして、◇◇◇◇が5年間管理をいたしまして大苗作りを行ないます。ポット栽培、露地栽培等を行ないまして比較試験を行う予定でございます。〇〇〇〇の△△△△さんは熱心にやられておりますので何ら問題ないと思います。

49番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは貸借権設定でございますけれども、□□□□さんが数年前に亡くなられてまして、息子さんである◇◇◇◇さんは現在、松山市に在住でございます。畑を作る事も容易ではありませんので、〇〇〇〇さんと話がまとまりまして使用貸借権設定の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

所有権移転の5番について説明いたします。以前から〇〇〇〇さんの名前がたびたび出てきますけれども、△△△△の住職の方に嫁がれておられまして、□□□□の畑の方につき

ましては雑草が生えて放任状態になっております。数年前から◇◇◇◇さんが耕作をされておまして、今回、双方で話がまとまりまして所有権移転の運びとなりました。何ら問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

失礼します。6番について説明します。この畑は〇〇〇〇さんの畑なのですが、△△△△さんが勤めに出ている関係で、親戚の方が作っていたのですが、その親戚の方が高齢でよう作らなくなったという事で、同じ部落の□□□□さんとの話がまとまったようです。別に問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。以上で令和2年6月定例総会の議案を終了いたします。